

第11次労働災害防止計画における 主な対策

1 自主的な安全衛生活動の促進

- リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施の促進
- 労働安全衛生マネジメントシステムの活用等
- 自主的な安全衛生活動促進のための環境整備等
- 情報の共有化の推進等

2 特定災害対策

- 機械災害防止対策
- 墜落・転落災害防止対策
- 交通労働災害防止対策
- 爆発・火災災害防止対策

3 労働災害多発業種対策

- 製造業対策
- 建設業対策
- 陸上貨物運送業対策
- 林業対策
- 第三次産業対策
- その他の業種対策

4 職業性疾病等の予防対策

- 粉じん障害防止対策
- 腰痛予防対策
- 振動・騒音障害防止対策
- 熱中症予防対策及び酸素欠乏症等防止対策
- その他職業性疾病等の予防対策

5 石綿障害予防対策

- 全面禁止の徹底等
- 解体作業時におけるばく露防止対策の徹底
- 離職者の健康管理対策の推進

6 化学物質対策

- 化学物質による労働災害の防止対策
- 化学物質管理対策

7 メンタルヘルス対策及び 過重労働による 健康障害防止対策

- メンタルヘルス対策
- 過重労働による健康障害防止対策

8 産業保健活動、健康づくり及び 快適職場づくり対策

- 産業保健活動の活性化
- 健康づくり対策
- 快適職場づくり対策

9 安全衛生管理対策の 強化について

- 安全衛生教育の効果的な推進等
- 中小規模事業場対策の推進
- 就業形態の多様化等に関する対策
- 高齢労働者対策等の推進
- グローバル化への対応

10 効率的・効果的な施策の 推進について

- 労働安全衛生研究の促進
- 地域における労働災害多発業種等対策の推進
- 関係機関との連携等
- 各対策の効果の分析・評価等

第11次労働災害防止計画

労働者の安全と健康を守り 労働災害を減らすための計画です

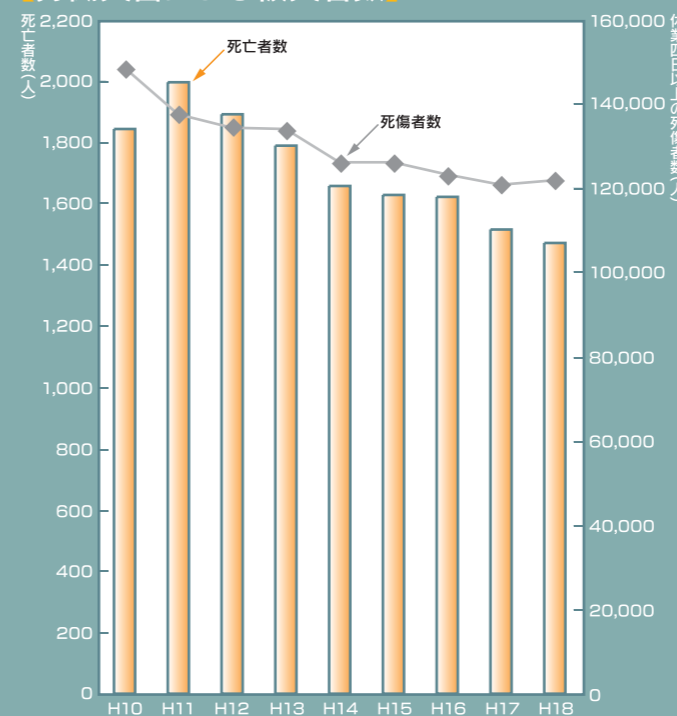
労働者の安全と健康はかけがえのないものであり、労働者本人にとってはもちろんのこと、家族、事業場、産業界、そして国全体にとって最大限尊重すべきものです。

このため厚生労働省では、国、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となって総合的かつ計画的に労働災害防止対策に取り組むことができるよう労働安全衛生法の規定に基づいて本計画を策定しました。

本計画では、平成20年度から平成24年度までの5年間に実施すべき主な取組を示しており、**事業者、労働者をはじめとする関係者は自ら積極的に対策を推進し、安全衛生水準の向上に努めることが求められます。**

労働災害は減少していますが、いまだに多くの方が被災されています。
また、労働者の健康状況について、定期健康診断の有所見率は増加し、およそ2人に1人が有所見という状況です。

【労働災害による被災者数】



【定期健康診断における有所見率】



【脳・心臓疾患、精神障害の労災認定】

